

平成 31 年県内市町の給与実態調査結果について

地方公務員の給与の状況については、毎年、総務省による実態調査が実施されています。ここでは平成 31 年の調査の結果に基づいて県内市町（神戸市を除く 40 市町）の給与の状況について紹介します。

- 1 ラスパイレス指数
- 2 その他の給与制度の状況

このデータの内容に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課企画班
TEL : 078 - 341 - 7711 (内線 2507)
078 - 362 - 3098 (直通)
MAIL : shichoushinkouka@pref.hyogo.lg.jp

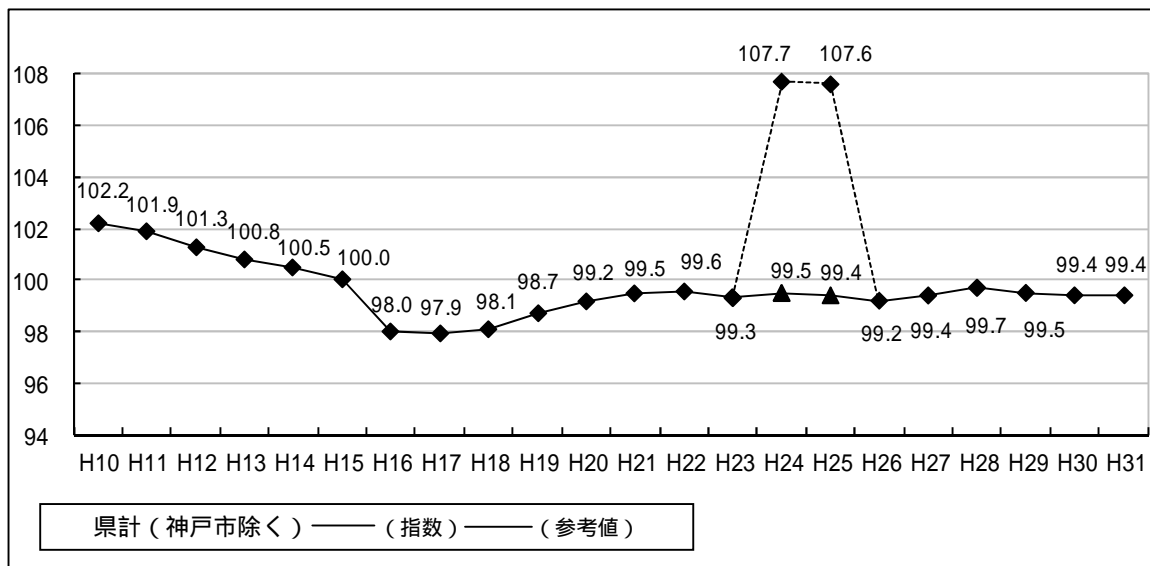
1 ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、全ての都道府県・市町村の一般行政職の給料水準を同一の基準で比較するため、国家公務員の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

平成31年4月1日時点の県内市町のラスパイレス指数の平均は99.4となり、前年からの変動はありませんでした。

	平成 31 年 A	平成 30 年 B	前年増減 A - B
市平均（神戸市除く）	99.6	99.6	0.0
町平均	97.5	97.5	0.0
市町平均（神戸市除く）	99.4	99.4	0.0
兵庫県	100.1	100.4	0.3
神戸市	100.3	100.8	0.5

【ラスパイレス指数の推移】



注) 参考値：東日本大震災の復興財源を捻出するための時限的な措置として実施された国家公務員の給与削減（H24、H25）がないとした場合の指数

【分布状況】ラスパイレス指数100以上は7市町

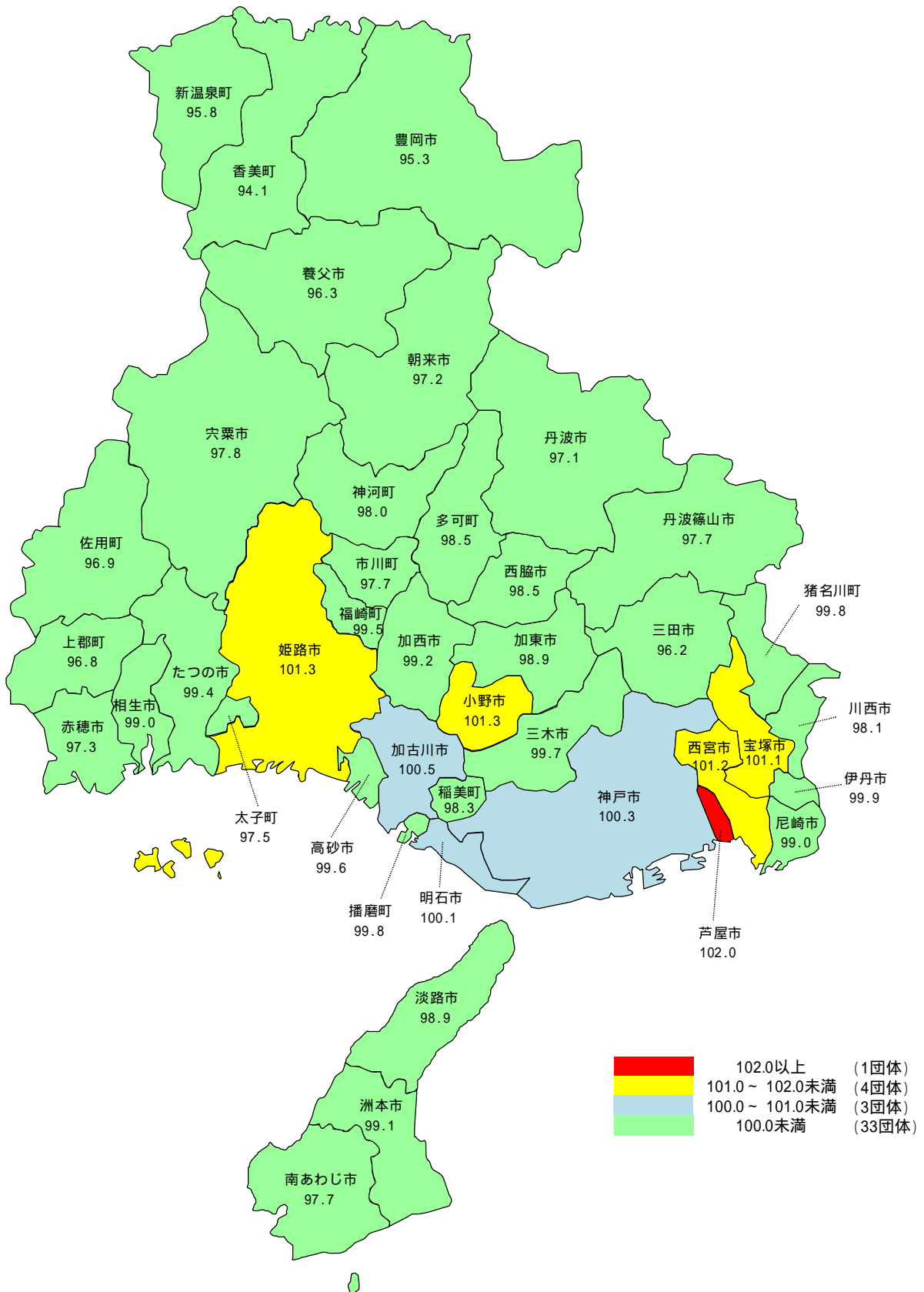
	95 未満	95 以上 100 未満	100 以上 101 未満	101 以上
市（神戸市除く）	0 < 0>	21 < 20>	2 < 4>	5 < 4>
町	1 < 1>	11 < 9>	0 < 2>	0 < 0>
市町計（神戸市除く）	1 < 1>	32 < 29>	2 < 6>	5 < 4>

注) < >内は、平成30年の分布状況

【県内市町別ラスパイルス指数一覧】 < 一般行政職 >

市町名	平成31年			平成30年 B	前年増減 A-B	地域手当 補正後ラス A'
	A	県内 順位	全国 順位			
芦屋市	102.0	1	33	102.0	0.0	102.0
姫路市	101.3	2	72	101.5	0.2	101.3
小野市	101.3	2	72	100.4	0.9	101.3
西宮市	101.2	4	85	101.5	0.3	101.2
宝塚市	101.1	5	95	98.4	2.7	101.1
加古川市	100.5	6	168	101.1	0.6	100.5
明石市	100.1	7	221	100.4	0.3	100.1
伊丹市	99.9	8	259	100.2	0.3	99.9
猪名川町	99.8	9	281	100.1	0.3	99.8
播磨町	99.8	9	281	99.5	0.3	102.8
三木市	99.7	11	297	100.1	0.4	99.7
高砂市	99.6	12	320	99.3	0.3	95.1
福崎町	99.5	13	343	100.2	0.7	99.5
たつの市	99.4	14	368	99.1	0.3	99.4
加西市	99.2	15	428	99.3	0.1	99.2
洲本市	99.1	16	454	99.8	0.7	99.1
相生市	99.0	17	478	99.1	0.1	99.0
尼崎市	99.0	17	478	98.9	0.1	99.0
淡路市	98.9	19	502	99.1	0.2	98.9
加東市	98.9	19	502	98.8	0.1	98.9
西脇市	98.5	21	596	99.4	0.9	98.5
多可町	98.5	21	596	98.4	0.1	98.5
稲美町	98.3	23	640	97.5	0.8	101.2
川西市	98.1	24	701	99.1	1.0	98.1
神河町	98.0	25	726	98.6	0.6	98.0
宍粟市	97.8	26	779	98.0	0.2	97.8
丹波篠山市	97.7	27	797	98.0	0.3	97.7
南あわじ市	97.7	27	797	98.0	0.3	97.7
市川町	97.7	27	797	97.8	0.1	97.7
太子町	97.5	30	850	97.7	0.2	97.5
赤穂市	97.3	31	906	97.7	0.4	97.3
朝来市	97.2	32	937	97.5	0.3	97.2
丹波市	97.1	33	963	97.1	0.0	97.1
佐用町	96.9	34	1021	96.6	0.3	96.9
上郡町	96.8	35	1045	97.1	0.3	96.8
養父市	96.3	36	1173	95.9	0.4	96.3
三田市	96.2	37	1193	96.7	0.5	96.2
新温泉町	95.8	38	1262	96.0	0.2	95.8
豊岡市	95.3	39	1338	95.5	0.2	95.3
香美町	94.1	40	1482	94.3	0.2	94.1
市平均(除神戸)	99.6	-	-	99.6	0.0	99.5
町平均	97.5	-	-	97.5	0.0	97.9
市町平均(除神戸)	99.4	-	-	99.4	0.0	99.3

【ラスパイレス指数】



2 その他の給与制度の状況（平成31年4月1日現在）

市町名	初任給額			55歳を超える 職員の昇給停止 の未実施	諸手当					
	大卒 (国:180,700円) (県:187,200円)	高卒 (国:148,600円) (県:153,000円)	国及び県 を超過		地域手当			自宅に係る住居手当		
					国基準と異なる	団体支給率	国基準	該当団体	支給額	備考
姫路市	190,300円	155,700円				3%	3%			
尼崎市	188,600円	157,400円				10%	10%		(10,000円)	市内転入者に限り最長36ヶ月間
明石市	187,200円	153,000円				6%	6%			
西宮市	186,100円	159,800円				15%	15%		13,000円	
洲本市	180,700円	148,600円				-	-			
芦屋市	186,400円	156,700円				15%	15%		9,900円	R2:7,500円、R3:5,000円、R4以降:2,500円
伊丹市	188,000円	156,100円				10%	10%		2,000円	R2以降廃止
相生市	187,200円	153,000円				-	-			
豊岡市	187,200円	153,000円				-	-			
加古川市	187,200円	153,000円				3%	3%			
赤穂市	180,700円	148,600円				6%	6%			
西脇市	180,700円	153,000円				-	-			
宝塚市	185,500円	155,800円				15%	15%			
三木市	187,200円	158,300円				3%	3%			
高砂市	188,900円	154,400円				5%	10%			
川西市	180,800円	150,400円				10%	10%		4,200円	R2:2,100円、R3以降廃止
小野市	187,200円	158,300円				-	-			
三田市	190,700円	158,300円				10%	10%			
加西市	185,700円	157,000円				-	-		2,000円	
丹波篠山市	180,700円	153,000円				-	-			
養父市	180,700円	148,600円				-	-			
丹波市	180,700円	153,000円				-	-			
南あわじ市	180,700円	148,600円				-	-			
朝来市	180,700円	148,600円				-	-			
淡路市	170,100円	148,600円				-	-			
宍粟市	180,700円	153,000円				-	-			
加東市	180,700円	148,600円				-	-			
たつの市	187,200円	153,000円				-	-			
猪名川町	187,200円	153,000円				6%	6%			
多可町	180,700円	148,600円				-	-		1,600円	
稲美町	187,200円	158,300円				3%	-		1,600円	
播磨町	187,200円	158,300円				3%	-		1,600円	
市川町	170,100円	148,600円				-	-			
福崎町	180,700円	148,600円				-	-		2,500円	
神河町	170,100円	148,600円				-	-			
太子町	180,700円	153,000円				-	-			
上郡町	180,700円	148,600円				-	-			
佐用町	180,700円	148,600円				-	-			
香美町	180,700円	148,600円				-	-			
新温泉町	187,200円	153,000円				-	-			

用語の説明

項 目	説 明
ラスパイレス 指数	<p>全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。</p> <p>一般行政職：税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員</p>
初任給額	<p>大卒、高卒それぞれの初任給の給料月額を表記しています。なお、国家公務員の大卒の初任給基準は国家公務員採用一般職(大卒程度)試験(旧二種試験)合格者の額を表記しています。</p> <p>県内各市町において、国家公務員及び県職員を超過している団体を としています。</p>
昇給停止	<p>国家公務員の場合、勤務成績が標準の職員は、職務の級に応じた俸給表(給料表)において毎年4号昇給しますが、55歳を超える職員は、平成26年1月より、標準の勤務成績では昇給停止としています。</p> <p>県内各市町において、国家公務員に準じた措置を行っていない団体を としています。</p>
地域手当	<p>地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、平成18年度より、これまでの調整手当に代えて、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当です。</p> <p>県内各市町において、国家公務員の支給率と異なる団体を としています。</p>
自宅に係る 住居手当	<p>国家公務員の場合、職員が所有する自宅(持家)に居住して世帯主である職員に住居手当を支給していましたが、平成21年12月に廃止されています。</p> <p>県内各市町において、同趣旨の手当を支給している団体を とし、同手当の廃止を決定済である団体を としています。</p>